

(意見書案第 31 号)

漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置及び漁業用ガソリン税の免税導入に関する意見書

燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷に加え、近年、大型台風による定置網漁具の破損、流水による昆布資源の破損、流出など、漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

燃油は操業において不可欠なエネルギーである。しかしながら漁業においてはコストに占める燃油費の割合は極めて高く、燃油価格の上昇は直ちに漁業経営を圧迫するものである。

漁業者は省エネ操業に取り組むなど、日々努力を重ねているものの、事態は漁業者の努力の範疇を超えている。

農林漁業の用途に供する軽油については、時限的に免税措置が講じられているが、燃油価格の上昇を含め、これ以上の負担増加となることは、漁業者をさらに廃業へ追い込むこととなる。

あわせて、昆布漁を初めとする沿岸域で漁を営む漁業者は、小型漁船を使用し、北海道内の小型船は約 17,500 隻で全体の 70%を占めており、その動力は主にガソリンを燃料とする船外機である。

このような状況の中、漁業者の経営安定維持のもと、国民に対する水産物の安定供給を図らなければならない。

よって、国においては、漁業経営の安定に不可欠な漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の恒久化及び漁業用ガソリン税の免税を図るよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 15 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
内閣官房長官

} 宛